

問 9：当社の正面玄関は、休日にはシャッターで締め切ることになっています。日曜日に、近隣の住民の方から、強風で会社のシャッターが風であおられているとの連絡があり、休暇中でしたが出勤し、修理している際にケガをしてしまいました。労災の適用になるのでしょうか。

**【回答】**

突発的な事故によって事業場に緊急の事態が生じ、施設の防護などについて緊急対応を要する場合は、前もって、事業主の命令を待たなくても、労働者として当然に行われるべきものである限り、業務遂行性があり、その行為によって負傷したときは業務起因性が認められることとなりますから、労災保険給付を受けることができます。

なお、労災保険は、事業所等に使用され、賃金が支払われる方を適用労働者として、業務上の事由または通勤による負傷に対して必要な給付等を行うことを目的とした制度ですので、会社の近隣の住民の方が、仮にお手伝いをしているときに負傷したとしても、労災保険給付の対象とはなりません。